



埼玉県報

第 2883 号
平成 29 年(2017 年)
3 月 17 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県秩父高原牧場管理規則の一部を改正する規則（畜産安全課）

訓令

- 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令（警務課）

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南西部地域振興センター）
- 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示（入札審査課）
- 食品衛生法施行令に基づく食品衛生管理者等の養成施設の登録（食品安全課）
- 食品衛生法施行令に基づく食品衛生管理者等の登録養成施設の変更の届出（食品安全課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（杉戸県土整備事務所）に関する落札者等の公示（道路環境課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（行田県土整備事務所）に関する落札者等の公示（道路環境課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（越谷県土整備事務所 2）に関する落札者等の公示（道路環境課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（越谷県土整備事務所 1）に関する落札者等の公示（道路環境課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（北本県土整備事務所）に関する落札者等の公示（道

路環境課)

- 草加都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示（都市計画課）
- 桶川市加納原土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出（市街地整備課）
- 越生町西和田・河原山土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更（市街地整備課）
- 越生町西和田・河原山土地区画整理事業の事業計画の変更（第 8 回）（市街地整備課）
- 県道川越栗橋線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道小鹿野影森停車場線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築協定（全員協定）（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定の取消し（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 平成 29 年 3 月 2 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県告示第 148 号中訂正（社会福祉課）
- 埼玉県条例第 44 号中訂正（障害者支援課）

規 則

埼玉県秩父高原牧場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十一号

埼玉県秩父高原牧場管理規則の一部を改正する規則

埼玉県秩父高原牧場管理規則（昭和四十八年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第八条に規定する検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書」を削る。

本則に次の一条を加える。

（委任）

第九条 この規則に定めるもののほか、牧場の管理に関し必要な事項は、場長が定める。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

乳牛委託育成許可申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県秩父高原牧場長

申請者 住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊟

電 話 番 号 ()

次のとおり乳牛の育成を委託したいので申請します。

乳 牛 の 名 号		
生 年 月 日		
個 体 識 別 番 号		
血 統	父	
	母	
毛 色 、 特 徴		
申 請 者 の 所 属 する 酪 農 団 体		
委 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
備 考		

注1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

2 「個体識別番号」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項に規定する個体識別番号をいいます。

3 条例第3条第2項第3号イからハまでのいずれにも該当しない旨の所轄家畜保健衛生所長の発行する証明書を添付してください。

4 所轄家畜保健衛生所長を経由して提出してください。

様式第2号（第3条関係）

乳牛委託育成許可事項変更申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県秩父高原牧場長

申請者 住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊞

電 話 番 号 （ ）

次のとおり許可事項を変更したいので申請します。

変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 理 由		
備 考		

注1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

2 乳牛委託育成許可書の写しを添付してください。

様式第3号（第3条関係）

作業依頼書

年 月 日

（宛先）

埼玉県秩父高原牧場長

申請者 住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊞

電 話 番 号 ()

次のとおり作業を依頼します。

乳 牛 の 名 号	
生 年 月 日	
個 体 識 別 番 号	
依 頼 す る 作 業	1 精液の雌牛への注入 2 受精卵の雌牛への移植 3 除角
備 考	

注1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

2 「個体識別番号」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項に規定する個体識別番号をいいます。

3 依頼する作業の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

様式第4号（第5条関係）

乳牛委託育成使用料減額（免除）申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県秩父高原牧場長

申請者 住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊞

電 話 番 号 （ ）

次のとおり使用料の減額（免除）を受けたいので申請します。

乳 牛 の 名 号	
生 年 月 日	
個 体 識 別 番 号	
委 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減 額 （ 免 除 ） を 受けようとする理由	
減 額 （ 免 除 ） 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減 額 （ 免 除 ） を 受けようとする金額	円
備 考	

注1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

2 「個体識別番号」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項に規定する個体識別番号をいいます。

様式第5号（第5条関係）

手数料減額（免除）申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県秩父高原牧場長

申請者 住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊞

電 話 番 号 （ ）

次のとおり手数料の減額（免除）を受けたいので申請します。

乳 牛 の 名 号	
生 年 月 日	
個 体 識 別 番 号	
減 額 （ 免 除 ） を 受けようとする理由	
減 額 （ 免 除 ） を 受けようとする作業	1 精液の雌牛への注入 2 受精卵の雌牛への移植 3 除角
減 額 （ 免 除 ） を 受けようとする金額	円
備 考	

注1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

2 「個体識別番号」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項に規定する個体識別番号をいいます。

3 減額（免除）を受けようとする作業の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

様式第6号（第7条関係）

育成乳牛（育成肉用牛）譲渡申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県秩父高原牧場長

申請者 住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊞

電 話 番 号 （ ）

次のとおり育成乳牛（育成肉用牛）の譲渡を受けたいので申請します。

品 種	
性 別	
譲渡を希望する牛の名号	
個 体 識 別 番 号	
譲 渡 希 望 年 月 日	
備 考	

注1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

2 「個体識別番号」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項に規定する個体識別番号をいいます。

3 所轄家畜保健衛生所長を経由して提出してください。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県警察本部訓令第6号

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月17日

埼玉県警察本部長 貴志浩平

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令
埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

警察官(巡査)採用試験サイバー犯罪捜査I類(一次)	不合格者の総合順位(一次)、総合得点及び種目別得点	合格発表の日から 1年間	総務部文書課
警察官(巡査)採用試験サイバー犯罪捜査I類(二次)	総合順位(最終)、総合得点及び種目別得点	合格発表の日から 1年間	総務部文書課

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 太陽

三 代表者の氏名

石川 千枝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市大和田五丁目十七番二十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者（児）等に対し、支援事業を提供し、誰もが地域で豊かに暮らせるよう福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第三百七号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次条第五項各号」の下に「（設計・調査・測量の委託又は土木施設維持管理の委託において資格者名簿に登載されている者にあつては、第五号から第七号までを除く。）」を加える。

第四条第五項に次の三号を加える。

五 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）

六 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）

七 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）

第五条第四項中「第五項」の下に「（第一号から第四号までに係る部分に限る。）」を加える。

様式第一号中

			埼玉県 消防組合
			埼玉県 消防組合
			埼玉県 消防組合
			埼玉県 消防組合

を

			埼玉県 消防組合
			埼玉県 消防組合
			埼玉県 消防組合
			埼玉県 消防組合

に改める。

附則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百八号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する都道府県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 登録養成施設の名称及び所在地

人間総合科学大学人間科学部ヘルスフードサイエンス学科食品衛生課程

埼玉県さいたま市岩槻区馬込千二百八十八番地

二 登録年月日

平成二十九年二月二十八日

告 示

埼玉県告示第三百九号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する都道府県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）についてその所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 登録養成施設の名称

人間総合科学大学人間科学部健康栄養学科食品衛生コース

二 変更内容

登録養成施設の所在地

（変更前） 埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込字六番

（変更後） 埼玉県さいたま市岩槻区馬込千二百八十八番地

三 変更年月日

平成二十九年二月二十八日

告示

埼玉県告示第三百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

この店舗が開店した場合、車で来・出店する利用者の多くは県道川越越生線に面したNo.1出入口を利用すると思われるが、出店時にはNo.2出入口を利用する場合もあると思います。その他、養命酒太陽光発電所沿いの市道からNo.2出入口を利用して来・出店することも想定されます。

私は、店舗の東側の住宅地・鶴ヶ丘五区に居住しており、No.2出入口を出た車が県道側に出ず、左折しついで右折して鶴ヶ島市商工会館駐車場脇と五区の住宅内を通る市道に入ってくることを心配しています。また、その逆コースで住宅地を通過してNo.2出入口に入る車もあるのではないかと危惧しています。

この市道は、一車線の幅しかなくすれ違いは困難です。歩行者は、道路の端によって通過車両から身の安全を確保しています。

また、No.2出入口を左折した車が直進して養命酒太陽光発電所の三差路を右折した場合、その先は鶴ヶ丘五区の住宅地脇を通る一車線の狭い市道となり、通学路にもなっていることから住民のみならず児童の安全な歩行も懸念されます。

株式会社ベルクにおきましては、来・出店の車が住宅地の道路に入り込み、鶴ヶ丘五区はじめ周辺住民の安全・静穏な生活が脅かされることのないようNo.2出入口に掲示物の設置及び警備員による誘導等適切な措置をことうずることを切に要望致します。

二 縦覧期間

平成二十九年三月十七日から平成二十九年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキチュー東松山高坂店

埼玉県東松山市あずま町四丁目一番一号

ロ 変更の概要

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 四五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 六七立方メートル

ハ 変更年月日

平成二十九年十一月九日

ニ 届出年月日

平成二十九年三月八日

二 縦覧期間

平成二十九年三月十七日から平成二十九年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月十七日から平成二十九年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡長瀨町大字矢那瀬字坂本二五七（次の図に示す部分に限る。）、二三〇、二三一の一、二三一の二、二三二から二三四まで、二三五の一から二三五の三まで、二三六、二三七の一、二三七の二、二三八から二四〇まで、二四三、二五八、二五九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂本二三〇・二三一の一・二三二から二三四まで・二三五の一・二三六・二三七の一・二三七の二・二三九・二四〇・二五七（以上十二筆について次の図の示す部分に限る。）、二三五の二

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第三百十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間市大字寺竹字東桂一二二六の一から一二二六の三まで

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第三百十四号

平成二十八年埼玉県告示第千三百二十六号で公示した公共測量は、平成二十九年二月二十四日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十五号

平成二十八年埼玉県告示第千二百三十四号で公示した公共測量は、平成二十九年二月二十八日終了した旨測量計画機関である松伏町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十六号

平成二十八年埼玉県告示第千四百七十二号で公示した公共測量は、平成二十九年二月二十四日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十七号

平成二十八年埼玉県告示第千三百三十二号で公示した公共測量は、平成二十九年三月八日終了した旨測量計画機関であるときがわ町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（杉戸県土整備事務所） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部道路環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年1月16日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社積田電業社 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1丁目8番18号

5 落札金額

91,333,440円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年11月18日

告 示

埼玉県告示第三百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（行田県土整備事務所） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部道路環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年1月16日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社イーラスト埼玉 埼玉県行田市宮本15番8号

5 落札金額

75,660,156円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年11月18日

告 示

埼玉県告示第三百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（越谷県土整備事務所②） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部道路環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年1月16日

4 落札者の氏名及び住所

村川電気工業株式会社 埼玉県吉川市栄町1500番地

5 落札金額

66,096,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年11月18日

告 示

埼玉県告示第三百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（越谷県土整備事務所①） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部道路環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年1月16日

4 落札者の氏名及び住所

日本コムシス株式会社 東京都品川区東五反田2丁目17番1号

5 落札金額

56,998,080円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年11月18日

告 示

埼玉県告示第三百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（北本県土整備事務所） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部道路環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年1月16日

4 落札者の氏名及び住所

日本街路灯製造株式会社 愛知県名古屋市中熱田区五本松町1番8号

5 落札金額

51,326,136円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年11月18日

告 示

埼玉県告示第三百二十三号

八潮市から草加都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県川越建築安全センター（東松山駐在）内の項中「、嵐山町」を削る。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百二十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により
桶川市加納原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条
第二項の規定により公告する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

就任した理事の氏名及び住所

甘 樂 隆 正	埼玉県桶川市大字加納千五百五十番地
甘 樂 勇	埼玉県桶川市大字加納千五百四十七番地
甘 樂 保 夫	埼玉県桶川市大字加納千五百六十八番地
甘 樂 規矩司	埼玉県桶川市大字加納千五百二十六番地
甘 樂 信 夫	埼玉県桶川市大字加納千五百七十一番地

告示

埼玉県告示第三百二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により越生町西和田・河原山土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

石井利男 埼玉県入間郡越生町大字西和田三百二十一番地
石井理一 埼玉県入間郡越生町大字越生八百二十三番地二
岡野勝彦 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百六十九番地
神邊貴昭 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百三十七番地
小久保幸作 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百四十四番地二
鈴木幸勇 埼玉県入間郡越生町大字西和田八百七十七番地
富口敏雄 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百六十四番地
長島寛次郎 埼玉県入間郡越生町大字西和田四百三十六番地
長島秀夫 埼玉県入間郡越生町大字西和田百二番地
長谷芳夫 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百五十七番地一
宮崎福治 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百三十三番地一
宮田精一 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百五十三番地六
吉山登美男 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百八十九番地

就任した理事の氏名及び住所

石井利男 埼玉県入間郡越生町大字西和田三百二十一番地
石井博 埼玉県入間郡越生町大字越生八百二十三番地二
岡野勝彦 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百六十九番地
神邊貴昭 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百三十七番地
鈴木弘 埼玉県入間郡越生町大字西和田八百七十七番地
富口梅子 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百六十四番地
長島和明 埼玉県入間郡越生町大字西和田四百三十六番地
長島勝己 埼玉県入間郡越生町大字西和田三百七十九番地
長島秀夫 埼玉県入間郡越生町大字西和田百二番地
長谷芳夫 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百五十七番地一
宮崎弘子 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百三十三番地一
宮田精一 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百五十三番地六

吉山 登美男 埼玉県入間郡越生町大字西和田二百八十九番地

告 示

埼玉県告示第三百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

越生町西和田・河原山土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成四年十一月十七日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡越生町大字西和田字西尾崎、字尾崎前、字欠田、字大利及び字荒神前並びに大字越生字河原の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県入間郡越生町大字越生九百番地二

五 設立認可の年月日

平成四年十一月十七日

六 変更認可の年月日

平成二十九年三月十七日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>県道川越栗橋線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡川島町大字上貉字東谷九 六四番一六地先から 同郡同町大字下貉字一丁田二三 八番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年三月十七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年十月二十三日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第七十号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長四七九・ 八四メートル。</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 小鹿野影森停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>字芋岡九七三番一地先まで</p>	<p>秩父郡小鹿野町小鹿野字芋岡三六 ○二番一地先から同郡同町小鹿野</p>	<p>区 間</p>
<p>六・八〇ㄱ 二〇・四〇</p>	<p>六・八〇ㄱ 一九・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一〇一・一〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年十一月七日

指令川建セ第二八〇〇三四〇号

二 検査済証番号

平成二十九年三月十三日

川建セ第二八〇〇七五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字向イ八百十番一の一部及び道

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町むさし台一丁目二十六番地

昭和地所株式会社 代表取締役 船戸 きみ子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成十七年八月十九日

指令東整第一七〇一四二〇号

二 検査済証番号

平成二十九年三月十三日

川建セ第二八〇〇七六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂字中島四百二十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂四百二十番地

内田 晃満

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘二丁目二十二番七号

鳩山ニュータウン第三次建築協定委員会 委員長 榎本 正

二 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目六百六十四番三百四他四十七筆

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、平成十四年十月二十四日第七号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十九年三月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

第十三号	取消番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定の取消し に係る道路の 種類
平成二十九年三 月十三日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県児玉郡美里町大字白石字白松四百九十三 番二、四百九十五番三、四百九十五番四、五百 番二の一部	指定の取消しに係る道路の位置
十三・〇〇	指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)
四・二〇	指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県教委告示第七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

一 日時

平成二十九年三月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令について
- ロ 平成二十八年度埼玉県指定文化財の指定及び指定解除について
- ハ その他

告示

埼玉県選管告示第十一号

平成二十九年三月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一一、八一四人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六一、三三三人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六七、八九四人
南第二区 川口市	一四六、二四六人
南第三区 さいたま市西区	二四、四四八人
南第四区 さいたま市北区	三九、九八二人
南第五区 さいたま市大宮区	三二、一七九人
南第六区 さいたま市見沼区	四四、五九四人
南第七区 さいたま市中央区	二七、三九四人
南第八区 さいたま市桜区	二六、三三五人
南第九区 さいたま市浦和区	四三、三三三人
南第十区 さいたま市南区	四九、九四七人

南第十一区	さいたま市緑区	三二、六七二人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、二八一人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七五、三五〇人
南第十四区	桶川市	二一、二〇三人
南第十五区	北本市	一九、三一五人
南第十六区	鴻巣市	三三、五五六人
南第十七区	志木市	二〇、六六一人
南第十八区	新座市	四五、二九一人
南第十九区	蕨市	一九、九四九人
南第二十区	戸田市	三五、八〇一人
南第二十一区	朝霞市	三七、一四八人
南第二十二区	和光市	二二、〇九四人
西第一区	所沢市	九六、三七一人
西第二区	入間市	四一、七五三人
西第三区	飯能市	二二、九三四人
西第四区	狭山市	四三、四二六人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、五三〇人
西第六区	富士見市	三〇、四七八人
西第七区	川越市	九七、一〇一人
西第八区	日高市	一五、七八三人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、六二六人
西第十区	坂戸市	二七、九〇三人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、四四六人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、七五〇人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、五〇一人
北第一区	秩父市	一八、二二一人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	一一、七九二人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三四、一〇四人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、九六五人
北第五区	熊谷市	五五、八九五人
東第一区	行田市	二三、三九〇人
東第二区	羽生市	一五、四六一人
東第三区	加須市	三二、〇〇八人
東第四区	久喜市	四三、五三七人

東第五区	蓮田市	一七、七二九人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、二七三人
東第七区	春日部市	六六、九一人
東第八区	越谷市	九三、三八七人
東第九区	八潮市	二三、六五二人
東第十区	三郷市	三八、三〇八人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、九〇一人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、五一九人

正 誤

埼玉県告示第四百四十八号（平成二十九年一月三十一日第二千八百七十号）中訂正

ページ 表中
五 氏名
前から二

誤

井上 祐司		いのうえ整 骨院	加須市麦倉一 二〇六一	平成二十八年 十一月一日
----------	--	-------------	----------------	-----------------

正

井上 祐二		いのうえ整 骨院	加須市麦倉一 二〇六一	平成二十八年 十一月一日
----------	--	-------------	----------------	-----------------

正 誤

埼玉県条例第四十四号（平成二十五年十月十五日第二千五百三十五号）中訂正

ページ 行

一 後ろから二

誤

省令第五十四条の八と

正

省令第五十四条の八」と